

<要望>

- ①対象火気省令に基づく蓄電池設備規制（規制対象4,800Ah・セル、離隔距離）・危険物の規制に関する政令（離隔距離）の見直し
- ②自治体毎に異なる運用の改善

①対象火気省令（規制対象4,800Ah・セル、離隔距離）・危険物規制に関する政令（離隔距離）の見直し

- 対象火気設備の規制では、4,800Ah・セル以上の蓄電池は、屋外に設ける場合に離隔距離（3m）が要求される（※家庭用の蓄電池でも例えば複数台（2台）設置する場合などは規制に該当する場合あり。）
- 危険物規制でも、指定数量以上は、一定の離隔距離が要求される。
- 離隔距離の要求により、敷地面積との見合いでユーザーが求める設備を設置できない支障が生じている。
- 他方、米国などの海外では、規格基準を満たした場合は離隔距離が適用除外となっている状況。
※例えば、米国では、蓄電池容量に応じて離隔距離が求められるが（50kWh未満で3フィート離隔等）、UL9540Aの試験で隣接システムへの類焼がないことが認められた場合、離隔距離の要求はされない。
※米国外でも、少なくとも豪州・英国では、UL9540Aを取得することで装置同士の離隔距離の要求がなく、また、容量や電解液に基づいた要求もないとの認識。
- ついては、
 - ・ 開放型鉛蓄電池を前提としてリチウムイオン電池にも一律で適用している4,800Ah・セルという基準・線引きの見直しを要望。
 - ・ また、他国同様、UL9540Aなどの海外の規格等を満たす製品については、対象火気省令及び危険物の規制に関する政令に基づく離隔距離の撤廃を要望。
※2021年発行の蓄電池システムに対する安全性規格（JIS C 4441）及びそのベースになるIEC62933-5-2（2020年発行、NITE原案策定）においてはUL9540Aが試験手段の参考とされているため、UL9540Aを取得した製品については、日本国内でも他国同様の取扱いとすべき。

③自治体毎に異なる運用の改善

- 定置用蓄電池設置に際し、自治体・消防署に事前の届出等を行うが、設置する設備は同じであるにもかかわらず、自治体毎に異なる判断がされている実態があるため、改善要望あり。

<自治体の運用判断の事例>

- 定置用蓄電池（家庭用）を複数台設置に際して、
 - ・ 3 mの離隔を求められるパターン
 - ・ 消火器設置を要求されるパターン
 - ・ 複数台の設置自体を却下されるパターン
※過去の規制緩和（消防危第303号通知）に則った提案（板厚1.6mm以上の外箱提案）も却下。
- 定置用蓄電池（産業用・系統用）を複数台設置あるいは当該機器と他の危険物施設を設置するに際して、
 - ・ 離隔距離（保有空地）の共有を認めないパターン
※装置間の間隔をそれぞれ3 m離隔（装置間6m離隔）を要求された。
※複数台をまとめての設置を許可するパターンもあり。
 - ・ ためます(貯留設備)設置を求められるパターン
※消防危第303号通知に則り提出した（落下試験をクリアしていればためます不要とでき、その試験レポートを提出した）にもかかわらず要求された。

<参考> リチウムイオン蓄電池に関する消防法の規制体系と要望 ※東京電力ホールディングス株式会社資料の規制枠組の図を活用して内閣府事務局作成

危険物の規制

要望② 自治体運用改善

対象火気設備の規制

対象	規定	対象	規定
指定数量 1.0以上	消防法 危険物の規制に関する政令 火災予防条例（例）	4,800Ah・セル以上	消防法 対象火気省令 火災予防条例（例）
指定数量 0.2以上～1.0未満		4,800Ah・セル未満	
指定数量 0.2未満			

要望① 離隔距離の撤廃

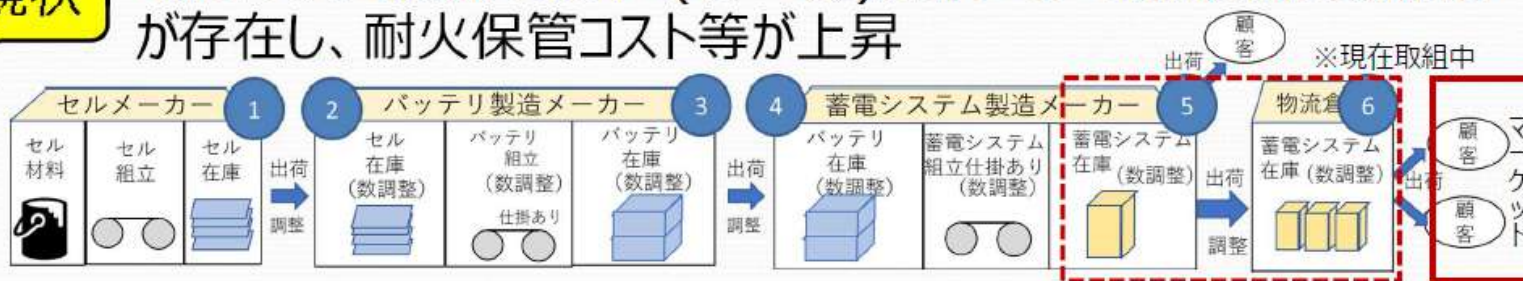
要望① 基準見直し

2. 生産・運用強化 ③ 電解液総量規制の緩和

電解液総量1,000L(第4類第2石油類,非水溶性)規制緩和について

現状

電池生産・物流工程中（①～⑥）において「電解液総量規制」が存在し、耐火保管コスト等が上昇



課題

生産数の増加、セルの大型化に伴い電解液総量が1,000Lを越え、フレキシブルな生産に限界

- ※危険物倉庫の確保や施設の耐火構造などが必要。保管・物流・施設費アップ
- ※鋼板で覆い消防危第303号に適合し1,000L以内にするも、工数や安全面に課題

取組

<保管場所(⑤～⑥)での規制緩和取組> ※現在取組中
キュービクル換気口を不燃性布で塞ぐ安全検証を消防庁と推進
※この課題は製品として導入されたマーケットにおいても同等の規制があり、設置・保管等のコストアップになっている